

古文書から近世の村をさぐる

—村役人の文書から—

近世部会では、徳川家康が関東に入部した天正18年（1590）から廃藩置県が行われた明治4年（1871）までを扱います。立川市域には近世以前から柴崎村が存在し、さらに近世の新田開発によって砂川村をはじめとする多くの村が開かれました。約300年にわたる時代の中で、村々は政治・経済・文化の各面で発展していきました。

150年以上昔のことなので、その時代を見聞きした人から話を聞くことはできません。その代わりに、近世のようすを現在に伝える古文書は豊富に残されています。近世は、文書の作成量が増加し、広く庶民の手でさまざまな文書が残されるようになった時代でした。この古文書を手がかりに村の歴史を解き明かしていくことが、近世部会の第一にして最大の課題です。

現在、立川市域に残されている古文書の多くは、当時村の運営を担った村役人を務めた家に伝わったものです。なぜ近世の文書が現在まで多く残されているのか、その理由は近世の村のしくみと村役人の役割について知ることから見えてきます。

近世部会が刊行する2冊の『資料編』のうち、今年度刊行した『近世1』では柴崎村を主に取り上げています。今回の部会特集では、柴崎村の村役人の文書を例に、近世の村について見ていきたいと思ひます。

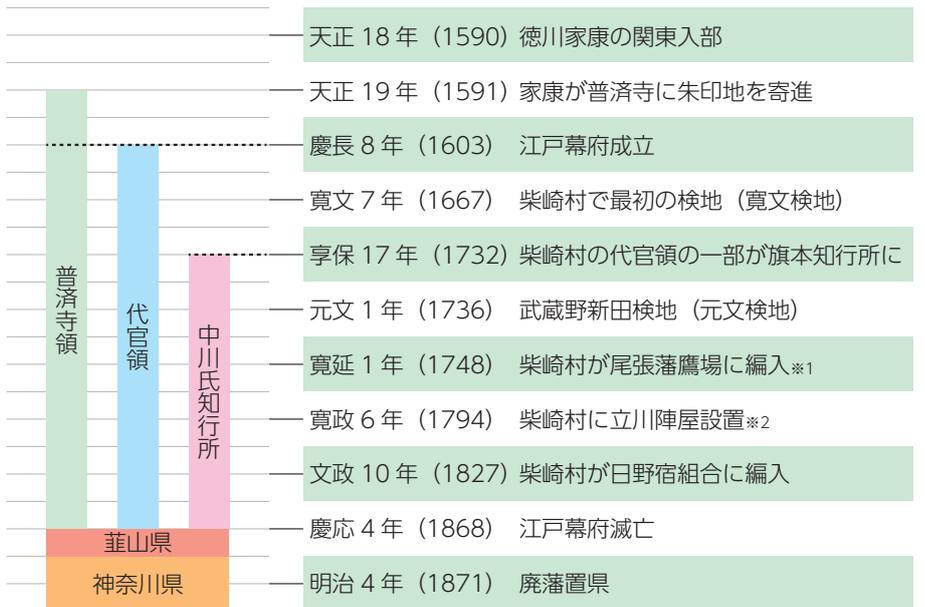


▲昭和30年頃の甲州道中道標（部会特集内で使用している写真・資料は特記が無い限りすべて立川市歴史民俗資料館所蔵）

柴崎村と領主支配とのかわり

柴崎村の範囲は、現在の立川市域のうち柴崎町・富士見町・錦町・曙町・羽衣町・緑町・高松町にあたります。天明3年（1783）時点で244世帯、1080人が住んでいました。村の規模を示す村高は1139石3斗4升（寛政6年（1794）以降）でした。近世の平均的な村（400～500石）よりも大きな村であったといえます。

柴崎村の大部分（約1109石）は幕府の直轄地である代官領ですが、そのほかに普濟寺（20石）と旗本（約10石）の領地があり、柴崎村には複数の領主が存在していました。それとは別に、江戸幕府の役人や尾張藩の鷹場の役人などからも指示を受けることができました。このような支配の複雑さは、近世の特徴といえます。



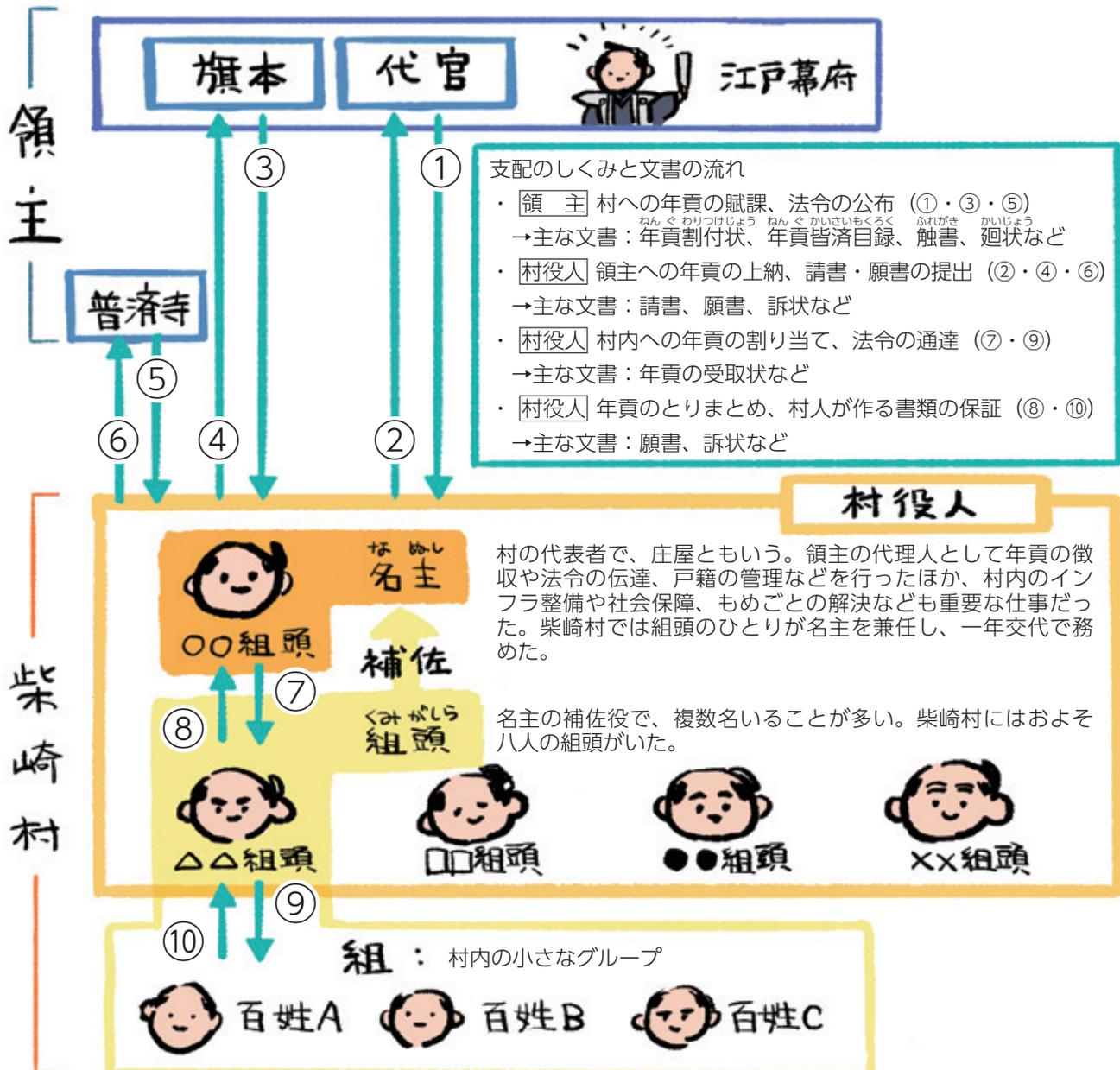
※1 鷹場：領主の鷹狩りのための場所。狩りができる環境を維持するために、鷹場に設定された村にはさまざまな規制や負担が課せられていた。

※2 立川陣屋：陣屋とは役人が詰めて用務を行う建物のことで、柴崎村には尾張藩の鷹場役人が出張する陣屋が置かれた。

近世の村

近世の村は、江戸幕府の行政・徴税システムの末端であると同時に、自治的な共同体でもあるという二つの側面を持っていました。領主は村という共同体を支配することで、個人や家を直接支配しなくても、税金を徴収し法令を遵守させることができたのです。村の運営を担ったのが、**名主・組頭・百姓代**という**村役人**です。彼らは領主に代わって村を管理し、年貢を徴収する存在である一方で、村の中で生活を営み、村の利害を代表する存在でもありました。

近世社会では、領主である武士が村に住むことは基本的になく（兵農分離）、文書によって指示や命令を伝え、村役人に提出させる文書によって村の状況を把握しました。文書は村の支配に必要なものとして数多く作成され、それらが村に集積されることになりました。



柴崎村の村役人

柴崎村では村を八つの「組」というグループに分け、年貢の徴収などは組を単位として行っていました。各組を代表する組頭が組内を取りまとめ、村全体を取りまとめる名主は組頭の中から交代で選ばれました。村によって、名主を一つの家が世襲する場合もあれば、村内の選挙で決める場合もありましたが、柴崎村では組頭を務める家の持ち回りで成り立っていました。また領主が複数いる村では、管轄する領主ごとに複数人の名主がいる場合もありましたが、柴崎村では代官領・旗本領も含めて一人の名主が治めていました。

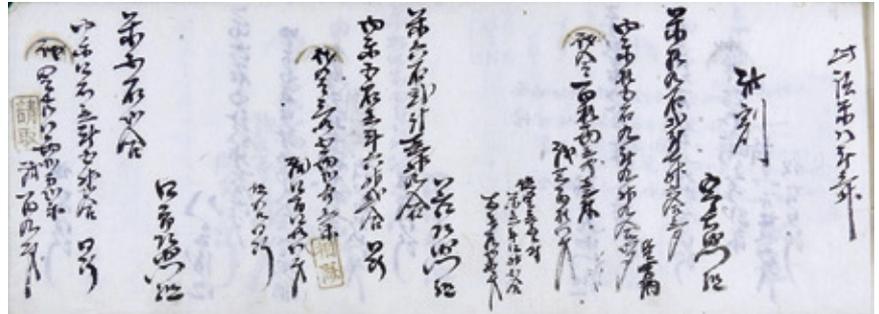
村役人の仕事と役割

村役人の仕事は多岐にわたり、領主から与えられた仕事だけでなく、村の自治的な管理・運営も重要な仕事でした。村役人は、村人と領主の間に立って、両方の意向を代弁することが役割でした。

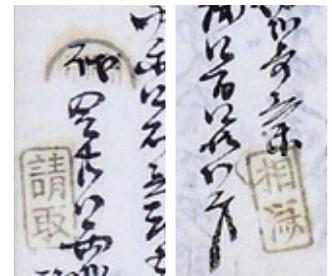
年貢の徴収

年貢の徴収は村役人の基本となる仕事です。領主は村が納めるべき年貢高を年貢割付状という文書によって毎年通知しますが、村に課された年貢を村民各戸に割り当てて徴収するのは村役人の仕事でした。柴崎村の場合は、直接名主に年貢を渡さずに、まずは各組頭が集約して、組頭から名主に渡すというしくみが取られていました。

納税の責任は村に課せられていたので、村の代表である村役人が、取り立てられなかった分の年貢を立て替える場合もありました。



▲明治2年「去辰田方御成箇御年貢米穀代組々割合帳」(中嶋家文書E-5)



▲名主に対して各組が納める年貢高を記しています。納入が済んだ組には「相済」・「請取」といった判子が押されています。



▲安政4年「御用留」(鈴木家文書A-68) 鈴木家所蔵、立川市歴史民俗資料館寄託

法令の伝達

領主の出した法令や通達を村民に伝え、遵守させるのも村役人の責任でした。法令の多くは、廻状かいじょうといって村から村へ回覧させる形で公示されたので、村ではそれらを書き写して御用留ごようりゅうという記録を残しました。また御用留には村から領主へ出した願書なども記録され、村政の参考となる公用文書の控え簿として活用されました。

柴崎村には享保7年(1722)から安政4年(1857)までの御用留が残されています。これを見ると、年貢を納める幕府代官などの領主以外にも、幕府の諸役人や尾張藩の鷹場役人、あるいは近隣の村などと交わした文書が記録されており、さまざまな文書が村を行き交っていたことがわかります。



村の自治

村運営にかかる経費の精算、村のインフラや共有地の管理、村民の生活の保障、もめごとの解決など、村役人は村政全般を担っていました。また、村役人が村の代表として領主に要望を伝えたり、他村と交渉や争論を行ったりすることも多くありました。近世では、訴願や裁判の手続きによって主張することが一般的だったので、文書によって村の主張を筋道立てて伝えることも村役人には必要な能力でした。



村役人の資質

村役人は一方的に村民の上に立ったわけではなく、村民の要望や期待に応えられる力量や人柄など、一定の資質が必要とされました。なかでも文書の作成・管理や会計は、村人の利害に直接関わるため、村人からも厳しい監視の目が向けられていました。読み書きや計算は村役人の基本的なスキルとされ、村役人の子弟は幼少期から教育を受けていました。

柴崎村の組頭はほぼ世襲ですが、それでも就任が決まるには村内の合意が必要で、なかでも読み書き計算ができることは重要な条件でした。



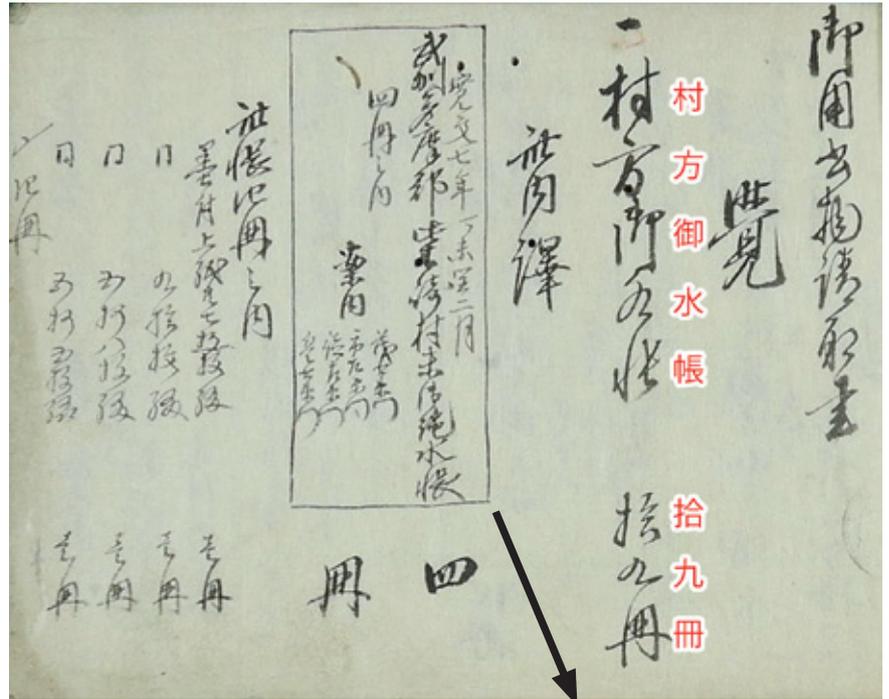
▲享和元年「庭訓往来」(鈴木家文書26-32) 近代以前に広く普及していた教科書の一つ。

文書の管理と引き継ぎ

▼慶応4年「当番名主附渡り御用筆筒諸書物取調帳」（中嶋家文書B-4）

村役人の仕事の多様さは、村役人の扱う文書の多さにもつながっています。その文書を適切に保存・管理することもまた村役人の重要な仕事でした。過去の文書からわかる先例は村運営の参考となり、また事実関係をめぐる争いでは証拠文書にもなりました。特に名主の交代に伴う公用文書の引き継ぎが頻繁だった柴崎村では、膨大な文書を単に保管するだけでなく、複数人の手で適切に管理する体制が確立されていました。

右の引き継ぎ記録では、「御水帳」19冊をはじめ、129種類251点もの書類・物品が、文字と絵で書かれています。点検リストの役目を果たしています。これらの文書は「御用筆筒」に収納され、次の名主に渡されました。



ここで最初に書かれる^{みずちょう}水帳とは、**検地帳**ともいい、土地一区画ごとの等級・面積・石高や所有者を書いた村の土地台帳です。検地帳は納税者の名簿であると同時に、村や個人の土地の所有を証明する重要な文書でした。



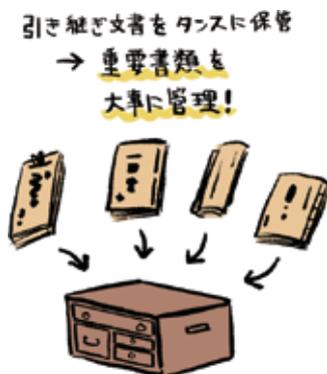
◀柴崎村の名主文書の一つである鈴木家文書を保管していた箱の一つには、元禄11年（1668）の「御水帳・御証文箱」と書かれていました。検地帳が古くから重要文書として扱われていたことがわかります。なお、柴崎村の検地帳自体は中嶋家文書として伝来しているので、文書の管理や引き継ぎの過程で、箱の中身が変更されたことがうかがわれます。



▲寛文7年「武州多摩郡柴崎村末御縄水帳」（中嶋家文書D-5）

引き継がれた文書の例

土地の管理	水帳 名寄帳 など
村の概要	村明細帳 村絵図 など
年貢	割付状 皆済目録 など
村の財政記録	村入用帳 など
村人の管理	五人組帳 など
法令	御用留 請書 など
信仰・寄付	勧化帳 配札帳 など
その他	災害用備蓄関係 用水関係 など
物品	印鑑 提灯 など



文書の引き継ぎ記録

- ・引き継ぎ文書が二重化!
- ・絵入りでわかりやすい



現在まで残された古文書の多くは、当時の人が大切に管理し、後世まで残そうとしてきたものでした。

今回は村役人の文書を取り上げましたが、近世には文書が重要かつありふれたものになったので、村役人に限らず読み書きできる人も増え、個人の家や暮らしに関わる私的な文書も数多く残されました。それもまた歴史を今に伝える貴重な史料です。近世部会では引き続き古文書の調査を続けるとともに、その成果を『資料編』や『通史編』という形で市民の皆さまにお届けします。お手に取っていただければ幸いです。（武田）